

愛媛県意欲と能力のある林業経営者の登録・公表に関する実施要領

(目的)

第1 この要領は、愛媛県が、森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）第2条第5項の規定に基づく経営管理実施権（以下「経営管理実施権」という。）の設定を受けることを希望し、同法第36条第2項に規定する要件に適合する民間事業者（以下「意欲と能力のある林業経営者」という。）を登録及び公表するにあたり、必要となる事項を定める。

(民間事業者の定義)

第2 本要領の登録の対象となる民間事業者とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営者であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。

(民間事業者の登録)

第3 県内において、造林、保育、素材生産等の施業を行う民間事業者が、別表1に定める登録基準（以下「登録基準」という。）に適合する場合には、知事の登録を受けることができるものとする。

なお、登録基準のうち、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者への請負による施業も含めて判断するものとする。

2 経営管理実施権を受けることができる民間事業者は、本要領により登録された意欲と能力のある林業経営者とする。

(公募)

第4 知事は、森林経営管理法施行規則（平成30年12月19日農林水産省令第78号）第31条の規定に基づき、毎年度、募集期間を定めて公募するものとする。

(登録の申請)

第5 第3の規定に基づく登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、第1号及び第2号を記載した様式第1号の申請書に、第3号から第18号を記載した様式第2号を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 基本情報（主たる事業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
- (2) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域（市町名）
- (3) 組織に関する情報（職員数等）
- (4) 雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況等）
- (5) 技術者・技能者数に関する情報
- (6) 資本装備に関する情報（林業機械の保有状況）
- (7) 事業量等に関する情報（素材生産、造林等）
- (8) 事業区域に関する情報
- (9) 生産量の増加又は生産性の向上に関する情報
- (10) 生産管理又は流通合理化等に関する情報
- (11) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
- (12) 主伐後の再造林の確保に関する情報

- (13) 素材生産や造林・保育の実施体制の確保に関する情報
- (14) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
- (15) 雇用管理の改善と労働安全対策に関する情報
- (16) コンプライアンスの確保に関する情報
- (17) 常勤役員の設置に関する情報
- (18) その他知事が定める情報

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が林業労働力の確保の促進に関する法律(平成6年法律第45号)(以下「労確法」という。)第5の認定を受けた事業主(以下「認定事業主」という。)である場合は、次の第1号から第5号に掲げる書類の提出を省略することができるものとする。

- (1) 登記事項証明書又は住民票
- (2) 納税証明書(国、県、市町)
- (3) 労働者を雇用している場合にあつては、雇用に関して交付している文書の様式
- (4) 労働者を雇用している場合にあつては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
- (5) 就業規則を制定している場合にあつては、就業規則の写し
- (6) 直近3カ年の貸借対照表及び損益計算書の写し又はこれらに類する書類の写し
- (7) 事業実績を証する書類の写し(補助事業又は請負事業で、元請・下請として、完成、引き渡し完了した過去5年の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し)
- (8) 行動規範を作成している場合には、その写し
- (9) 第5の第1項第5号の技術者・技能者数が確認できる書類の写し
- (10) 共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し
- (11) 労働安全衛生法に基づく特別教育等の実施(受講)状況が確認できる書類の写し(修了証の写し等、代表的なもの1件)
- (12) 他者への請負等、他の事業者と連携して素材生産、造林や保育を実施する場合にあつては、その連携する事業者との協定書又は同意書等の写し
- (13) 誓約書(様式第3号)
- (14) 生産管理に取り組んでいる場合は過去1年以内に実施した代表的な現場1件の作業日報の写し
- (15) その他知事が定める書類

3 知事は、必要に応じ登録申請者に対して情報提供を求めるものとする。

(意見の聴取)

第6 知事は、第5の第1項の規定に基づく申請があつた場合は、様式第4号により市町長の意見を聴くものとする。

(市町長による登録推薦)

第7 市町は、前条の意見聴取の際に、登録基準を踏まえ、県に対し様式第5号により意欲と能力のある林業経営者として知事に登録すべき民間事業者を推薦することができるものとする。

(登録の実施)

第8 知事は、第5の第1項による申請があつた場合において、当該申請の内容が登録基準に適合すると認められるときは、次に掲げる事項を意欲と能力のある林業経営者名簿(様式第6号)に登録するものとする。

- (1) 主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者名等
 - (2) 第5の第1項第1号から第18号までに掲げる事項
 - (3) 登録番号及び登録年月日
 - (4) 登録情報の変更年月日
 - (5) 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づき認定された改善計画の有無
- 2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を様式第7号により登録申請者に通知するとともに、様式第8号により関係市町長に通知するものとする。
 - 3 知事は、第1項の規定による登録を認めなかったときは、遅滞なく、その旨を様式第9号により登録申請者に通知するとともに、様式第10号より関係市町長に通知するものとする。

(登録の有効期間及び更新)

- 第9 第8の第1項の登録の有効期間は5年とする。ただし、初回登録に限っては、登録の末日を民間事業者の事業期間に合わせる（最長6年）ことができるものとする。
- 2 登録の更新を希望する意欲と能力のある林業経営者は、登録の有効期間終了日の2カ月前までに、第5の規定に準じて登録の更新申請をすることができるものとする。

(変更の届出)

- 第10 意欲と能力のある林業経営者は、第5の第1項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、様式第11号により知事に届け出るものとする。
- 2 意欲と能力のある林業経営者は、第5の第1項第3号から第18号に掲げる事項について変更する必要がある場合は、様式第12号により知事に届け出るものとする。
 - 3 知事は、第1項及び前項の規定による届出があった場合において、その内容について登録基準に基づき審査を行い、変更を認めるときは、その届出があった事項を意欲と能力のある林業経営者名簿に登録するものとする。
 - 4 第1項及び第2項の規定に基づく届出については第5の第2項の規定を、第3項の規定による登録については第8の第2項及び第3項の規定をそれぞれ準用する。

(意欲と能力のある林業経営者名簿の公表)

- 第11 知事は、県の公式ホームページ等において、意欲と能力のある林業経営者名簿に登録されている内容のうち、次に掲げる事項を公表するものとする。
- (1) 第5の第1項第1号に掲げる事項
 - (2) 登録番号及び登録年月日
 - (3) 登録情報の変更年月日
 - (4) 事業活動区域（市町名）

(実施状況報告)

- 第12 意欲と能力のある林業経営者は、毎事業年度の実施状況について、実施状況報告書（様式第13号）により、毎事業年度の終了後、3カ月を超えない日までに知事に報告するものとする。

(登録の取消)

- 第13 知事は、意欲と能力のある林業経営者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 意欲と能力のある林業経営者が個人の場合にあつてはその死亡、法人の場合にあつてはその消滅、解散等が確認された場合
 - (2) 意欲と能力のある林業経営者が必要な登録基準を満たさなくなった場合
 - (3) 意欲と能力のある林業経営者から様式第 14 号による申出があつた場合
 - (4) 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽の記載が確認された場合
 - (5) その他、登録又は森林施業に関し不正若しくは不誠実な行為をし、意欲と能力のある林業経営者として不適當であると認められる場合
- 2 知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を様式第 15 号により意欲と能力のある林業経営者に通知するとともに、様式第 16 号により関係市町長に通知するものとする。ただし、第 1 項第 1 号の個人の場合にあつてその死亡が確認された場合は除く。
- 3 知事は、第 1 項の規定に基づく登録の取消をしたときは、遅滞なく、県の公式ホームページ等において、その旨を公表するものとする。

(書類の提出)

- 第 14 この要領により知事に書類を提出するときは、主たる事務所の所在地を管轄する県地方局森林林業課又は森林林業振興班を、また県外に主たる事務所がある場合は、県内の主たる事業区域の所在地を管轄する県地方局森林林業課又は森林林業振興班を経由しなければならない。
- 2 提出する書類は正副 2 部とする。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。